

令和2年9月1日

コロナ対策観光振興補助金 Q & A

Q 1 申請方法はどのようにすればよいですか？

A 1 奈良市ホームページから申請書をダウンロードしてください。
必要事項の記載・押印の上、その他必要書類を添付し、簡易書留など追跡ができる方法で郵送にてお申込みください。

Q 2 県の補助金申請していない場合、又は交付決定されない場合はどうなりますか？

A 2 対象外となります。

Q 3 先着順ですか？

A 3 予算額に達した時点で受付を終了します。

Q 4 現金での給付はできませんか？

A 4 現金での給付は行っておりません。口座振込のみとなります。

Q 5 申請してからどれくらいで指定の口座に振り込まれますか。

A 5 交付請求書を奈良市で受付をしてから2～3週間程度を予定しています。
ただし、書類に不備等がある場合はこの限りではありません。

Q 6 どこからの振込か分かりますか。

A 6 通帳への記帳は「ナラシホジョキン」と表記されます。

Q 7 申請したイベントが中止となった場合、補助金は給付されますか？

A 7 中止決定時点までにかかった費用が補助対象となります。ただし、国や県の発する緊急事態宣言等よりやむを得ず中止になった場合に限りです。また、補助金の交付を受けるには、先に奈良県知事の変更承認を受け、その写しとともに市への変更申請が必要となります。(要領第11条)

Q 8 このコロナ禍を受け、新たに組織した団体でも「観光関連事業者等で組織する連携団体」に含まれますか？

A 8 含まれます。

ただし、奈良市内に連携団体の事業所があることが必須条件です。(要領第4条)

Q 9 事業実施前に補助金を交付してもらうことはできますか？

A 9 事業を実施、完了し、実績報告書を市に提出がなされなければ交付に至りません。

※「前払い」はできません。 (要領第15条)

Q 10 非課税団体などは補助要件の「市税の滞納がないこと」をどのように示せばよいですか？

A 10 対象団体の種別によって以下の書類を添付してください。

1. 商店街振興組合、商工会、商工会議所、商業団体で法人格を有する団体

→規約

2. 観光関連事業者等で組織する連携団体

→規約

Q 11 ①複数の補助対象事業に申請したいが可能ですか？（例えば、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」と「公衆トイレの設備及び機能強化」など）

② 可能な場合、申請はそれぞれ必要ですか？

A 11 ①県の補助金交付決定がおりていれば、市内を対象に実施する事業は可能です。

②それぞれに申請が必要です。

Q 12 ①同一の補助対象事業に複数申請したいが可能ですか？

(例えば、「地元食材を活用した土産物の開発」で「大和茶」と「梅」を申請するなど)

② 可能な場合、申請はそれぞれに必要ですか？

A 12 ①県の補助金交付決定がおりていれば、可能です。

②それぞれに申請が必要です。

Q 13 支給対象施設からラブホテルを除外しているのはなぜですか？

A 13 ラブホテル等の施設の主たる利用の目的は、支援金の支給の目的と異なり、また、社会通念上公的資金による支援対象とすることに市民の理解が得られないといった考えのもと対象外としました。